

令和7年度藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

会議の名称	令和7年度 第1回 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和7年6月11日(水) 午後4時から午後5時まで
開催場所	藤井寺市役所 3階 305会議室
出席者	委員： 大阪府富田林子ども家庭センター：平山 文 羽曳野警察署：高田 勝哉 藤井寺市校長会：家口 有紀子 藤井寺市学校園PTA連絡協議会：高野 哲也 チーフスクールカウンセラー：伊藤 やよい チーフスクールソーシャルワーカー：黒田 尚美 藤井寺市民生活部協働人権課：尾古貴 智実 藤井寺市いじめ防止対策指導員：奥野 孝二 (順不同・敬称略)
	事務局： 教育長：見浪 陽一 教育部部長：大山 哲也、教育部教育監：寺田 剛 学校教育課長：田中 守、学校教育課主幹：池田 圭介
欠席者	大阪法務局富田林支局：初田 佳美
会議の議題	藤井寺市の取組について 藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取組について 情報交換及び質疑応答
会議の成立	委員9名中、過半数(8名)の出席があり、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第3項の規定により成立
傍聴者	0名
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開

○事務局

皆さん こんにちは。只今から、令和7年度藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。私は、藤井寺市教育委員会学校教育課 主幹の池田でございます。よろしくお願いいたします。開会に先立ちまして、委員の皆様方には、次の点についてご了解いただきますようお願いいたします。本協議会について、原則公開となっており、本日の傍聴者は 0人です。次に本日の内容につきましては、議事録を作成いたしますため、録音させていただきますので、ご了承願います。

最後に、本日の連絡協議会の内容の中で個人のプライバシーに関する内容が含まれた場合は、守秘義務も含め、適切に対応していただきますようお願いいたします。以上のことについて、委員の皆様方には、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、藤井寺市教育委員会 教育長 見浪よりご挨拶をさせていただきます。見浪教育長、よろしくお願いいたします。

○見浪教育長

皆さんこんにちは。只今ご紹介に預かりました藤井寺市教育委員会教育長の見浪でございます。本日は、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より、本市学校園の教育活動にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日の校長会議でも申し上げたのですが、いじめに関して、5月に立て続けに4件、第三者委員会の報告が出されました。5月13日に大阪市立中学校、16日に枚方市立小学校と三重県東員町立小学校、そして29日には、千葉県野田市立小学校のいじめ事案について、第三者委員会の報告が新聞紙面に掲載されました。

それぞれの案件では、2人の児童生徒がなくなり、2人の児童生徒が不登校になっています。この報告書の中で共通しているのは、学校や教員が、いじめをグループ内の「じゃれあい」や「いじり」とみなして、「いじめ」として捉えていなかったことが事態を悪化させた指摘されています。

また、先日開催されました大阪府都市教育委員会連絡協議会において、大阪府教育庁市町村教育室長の講演があったのですが、その中で、コロナ前とコロナ後のいじめの態様の変化として、関わりの深い仲間内での発生が増加しているとお話がありました。そして、いじめを重篤化させてしまうケースとして、「周りから仲が良いとみられるグループ内でのいじめ」「閉鎖的な部活動内でのいじめ」「加害と被害が錯綜しているケース」などを挙げられております。遊んでいるように見えて、外から判断しづらいのではないかとのお話でした。

私どもとしては、年度当初の教育重点課題や学校訪問、さらには校長会議等を通じて、いじめ防止については、何よりも早期に発見し、その背景を把握し、小さな芽から摘んでいくことが重要であり、そのため、日頃から教職員がアンテナを高く持ち、小さな変化に気付くとともに、外部の専門家のご意見もいただきながら、学校全体として共有していくをお願いしているところです。そして、先ほど紹介しました第三者委員会の報告を、決して他市町村で生じたこととするのではなく、学校全体として再確認する機会にしてほしいと思っています。

ただ、いじめの態様も多様化、複雑化しており、先ほどお話した重篤化させてしまうケースが複雑に組み合わさっており、明確に区分することは難しく、一つ一つ事案の背景を丁寧に紐解いて対応していく必要があると考えています。

そして、そのためには、本日ご出席いただいております皆様のご支援・ご協力は不可欠であると考えており

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議が、それぞれの機関でのいじめ防止等に関する取組をご教示いただき、今後の本市のいじめ防止基本方針に基づく取組に反映させていただきますとともに、皆さま方の貴重な情報交換の場となることを祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

○事務局

ありがとうございました。本日は今年度の初会合でございますので、委員としてご就任いただきました皆様方に委嘱状をお渡しさせていただくべきところではございますが、時間的な制約もございますので誠に勝手ながら各委員の皆様方のお席におかせていただいております。ご了承ください。

第1回の開催は本日でございますが委嘱状のとおり、委員の任期は4月1日から1年間となっておりますのでよろしくお願いいたします。各座席に配付させていただいております委嘱状に不備はございませんでしょうか。ご確認ください。もし不備がございましたら、後ほどお申し出ください。

では、次第の3に移らせていただきます。ご出席いただいております委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。子ども家庭センターの平山委員様から順次お願いいたします。

【以下、順に自己紹介】

ありがとうございました。続いて事務局の紹介をさせていただきます。

【以下、順に自己紹介】

それでは次第の4、藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会の趣旨等についてご説明させていただきます。

「藤井寺市いじめ防止基本方針の資料3 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例」をご覧ください。

第1条をご覧ください。いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しております。

次に、第2条をご覧ください。本協議会はいじめ問題等に関係する機関及び団体の連携を図ることに関して協議するとともに、藤井寺市いじめ防止基本方針に基づく取組を効果的かつ、円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行うものとなっております。

第3条をご覧ください。次に掲げる委員9人以内で組織しております。

最後に、第4条をご覧ください。委員の任期は1年となっておりますので宜しく願いいたします。

また、いじめ防止対策推進法に基づき、教育委員会の附属機関として本協議会とは別に「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」も設置しております。

「藤井寺市いじめ防止基本方針の資料2 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例」をご覧ください。

専門委員会は、ご覧いただいている第2条に掲げているように学校における、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針に関する事、重大事態に関する事、いじめに関する適切な措置に関する事、その他、委員会がいじめについて必要と認める事について、調査審議することとなっております。

令和2年度に、いじめ防止対策推進法の第28条第1項に規定されている重大事態についての調査を行う

上で必要な事項を何点か改正しています。

まず1つ目は、いじめ問題専門委員会で調査を行うことになった場合における、委員の第三者性の担保です。第3条にある委員組織の事項について、今まで藤井寺市立小学校又は中学校の代表者、いわゆる校長が入っていたのを除きました。それにより、調査結果に対してより公平性・中立性を担保することで、被害児童生徒や保護者の立場に立った調査が行われることが期待できます。

2つ目は、第6条にありますように重大事態に係る事実関係の調査に当たり、委員会に調査員を置くことが可能としたものです。

3つ目は、調査業務に係る報酬を定めています。その他、第8条には会議の非公開について、さらに第11条には守秘義務について明記しました。

このように本協議会ではいじめ問題についての情報交換及び、連絡調整を、専門委員会では重大事態等も含めた事案や防止対策について調査審議する組織体制をとっております。

学校においては、子どもたちが発する小さなサインを見逃さず、教職員がアンテナを高く張りながら、いじめの未然防止に努めているところでございます。本日いただいたご意見をもとに今後の取組にいかせるよう各学校に伝えていきたいと考えております。

それでは、次第の5、会長及び副会長の選出に進ませていただきます。

「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会条例第5条」に規定されておりますとおり、会長及び副会長は委員の互選により定めるとなっております。

どなたか、立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。
ないようであれば、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

【異議なし】

○事務局

では事務局から提案させていただきます。会長に奥野委員を、副会長に家口委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

【異議なし】

ご異議が無いようですので、奥野委員を会長に、家口委員を副会長として決定いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、奥野会長、家口副会長は座席の移動をお願いいたします。

【奥野会長、家口副会長は座席移動】

ここからは、司会を会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長

本協議会の会長を務めさせていただきます奥野でございます。よろしくお願いいたします。

連絡協議会条例第2条にありますように、本協議会が担う事務を皆様と共に協議・情報交換を図りながら、いじめ問題等の克服に取り組んで参りたいと考えております。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

では、次第の6に移ります。「藤井寺市の取組について」を、事務局から報告・説明をお願いします。

○事務局

本市重点教育課題の一つが「いじめ防止・早期発見」であり、市内全小中学校が一丸となっていじめ防止早期発見に努めるよう指示伝達しております。また、その中で、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起り得ること」であることを十分認識し、「いじめ防止対策推進法」や「藤井寺市いじめ防止基本方針」に則り「学校いじめ基本方針」に基づき学校組織が一体となって取り組むことを確認しております。本市は、現在、この指示伝達事項をもとに、各学校はいじめの未然防止、早期対応に取り組んでいます。

そこで市教育委員会は小中学校の取組に対する支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣、配置しております。

スクールソーシャルワーカーは昨年度において延べ165回近くの派遣をいたしました。様々ないじめ事案で、学校で開催したケース会議において、スクールソーシャルワーカーを派遣し適切なアセスメントとプランニングを行い、事後指導も含め、いじめの防止や再発防止における学校の支援を行っております。また関係機関とのネットワークの構築や連携・調整を積極的に行い、児童生徒や家庭の支援につなげております。スクールソーシャルワーカーが教職員対象の研修を実施し、生徒指導課題の適切な対応につなげております。

スクールカウンセラーは昨年度、府からの配置回数が増え、市内全小学校で年間12回配置、市内全中学校で年間35回配置となりました。今年度も昨年度と同様の配置回数であり、毎回の配置を有効に活用するなど、児童生徒・保護者・教職員に対して相談体制の強化を図っております。カウンセリングの中でいじめにつながる相談があった場合は、学校と連携をとりながら、早期対応を行っております。いじめも含んだ学校の生徒指導課題対応について、積極的なコンサルティングやケース会議への参加、教職員対象の研修を行うよう指示しており、未然防止や早期対応につなげております。

また、教育委員会学校教育課に配置している校長OBのいじめ防止対策指導員は、いじめ防止に向け、分析・研究をするとともに、学校訪問を行い、各校のいじめなどに関する情報集約・助言とともに国や府からの情報提供を行っております。

藤井寺市教育委員会学校教育課指導主事、藤井寺市担当のチーフSC、藤井寺市のチーフSSW、藤井寺市のいじめ防止対策指導員で構成する藤井寺市教育委員会学校支援チームは、学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の重篤な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止に向けた各校への支援を行っています。

さらに、教育相談機関として、藤井寺市相談ダイヤルを週に3回開設し、子どもや保護者の相談に応じてお

ります。そのほかにも相談できる機関として、府や国の相談機関を子どもやその保護者に周知しております。

以上で、藤井寺市の取組について報告とさせていただきます。

○会長

有難うございました。

ただいま説明頂きました内容について、ご質問等はありませんか。

【質問等無し】

では、次第の7に移ります「藤井寺市立学校のいじめ事案の状況、及び防止のための取組について」を、事務局から報告・説明をお願いします。

○事務局

まず、現在の藤井寺市立学校のいじめ事案の状況についてご説明いたします。本市では、いじめの積極的な認知とともに組織対応による早期解決の取組を行うよう各校に指導しております。いじめ認知の件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をせず、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることと捉えております。

資料4をご覧ください。いじめの認知件数は、令和4年度から令和5年度は小学校・中学校ともに減少しましたが、令和5年度から令和6年度は小学校・中学校ともに大きく増加しました。いじめを見落とさないように、各学校でいじめの定義を再度確認し、些細なトラブルについても被害者側の児童生徒の立場に立って、いじめを認知する取組を進めています。また、積極的にいじめを認知できるように、アンケートや教育相談などのやり方も工夫できる点があるか点検を行いました。今後もいじめの認知を正確に行い、しっかりと対応していくことが大切であると考えています。

いじめ発見のきっかけは、小学校中学校ともに「本人・保護者からの訴え」が多くあります。また中学校では「学級担任以外の教職員が発見した」が特に増えております。いじめを早期発見できるように、各学校では児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努め、児童生徒の小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つことを意識しています。

いじめの態様として、多いものに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」等があります。担任の先生をはじめ、そういう場面を確認したときに早期対応できる体制を整えてまいります。また、小学校中学校ともに、「ぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする」等の暴力事案が増加傾向にあります。さらに小学校中学校ともに「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」も増えていきます。暴力を許さない毅然とした対応をとるとともに、規範意識の育成に努め、教職員による組織的指導体制のもと、関係機関との連携を密に行い、児童生徒一人ひとりの心に寄り添う指導を強化しています。

次に、各学校でのいじめ防止のための取組についてご説明いたします。各学校では少しでもいじめを早期に発見し、未然防止につなげていくため、「いじめアンケート」を全児童生徒対象に、各学期に1回以上実施しております。

アンケートの実施後、教職員は内容を精査し、教育相談や児童生徒の置かれている状況の把握等を行い、

いじめの発見に努めています。

いじめが認められた場合は、緊急に校内のいじめ対策委員会を開催し、正確な状況把握、心のケア、関係の改善を行いながら事案の解決に努めています。

その際、SC、SSWとの連携も積極的に図るよう各校へ指導しています。

また、いじめの未然防止の観点から、各校において児童生徒の心の育成に取り組んでおります。道徳の授業や児童生徒会活動を通して、いじめは絶対に許さないという集団づくりや、自己肯定感の向上に努めています。

また、気になる児童生徒がいれば家庭訪問等を行い、子どもたちが発する小さなサインを見逃さず、教職員のアンテナを高く張りながら、いじめの未然防止に努めております。

以上報告とさせていただきます。

○会長

有難うございました。

ただいまの説明につきましてご質問等よろしいでしょうか。

【質問等無し】

現場をお預かりされている校長先生でおられる家口先生の方から何か補足等がありましたらお願いします。

○副会長

市教育委員会より説明があった通り、市内各校いじめの積極的な認知とともに解決に向けて継続的に取り組んでいます。本校では定期的に校内委員会を実施し、いじめの未然防止に努めています。いじめが認知された場合すみやかにいじめ対策委員会を開き、校内の組織対応はもちろんのこと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し相談や対策委員会、ケース会議に参加していただき、アドバイスをいただいています。昨年度問題行動が続いた児童がいましたが、スクールカウンセラーに継続的にカウンセリング、保護者にフィードバックを実施し、今年度は問題行動が減っているという事例もあります。

いじめの認知は、学期ごと1回以上行うアンケートや本人保護者からの訴えでわかることが多く、アンケート後には、すべての児童に担任が個別に聞き取りを行っています。可能であれば学級担任外の先生も参加し、記入がなくても一人ひとりと話し合うことで小さなサインを見落とさないように心がけています。また、定期的に行う人権生指交流会の他に本校では月1回の職員会議の初めに児童理解交流の時間をとり、今、気になる児童について、すべての教職員で情報を共有し、同じように指導できるようにしています。

また、いじめの未然防止の観点から、道徳の授業や人権教育の充実に努めています。改定された生徒指導提要にもあるように、人を傷つけない言語表現の学習、情報モラル教育、法教育といった発達支持的生徒指導を児童の実態に応じて行うことで、いじめ防止教育に取り組んでいます。生徒指導の入り口は授業という思いで、誰もとりのこさない思いを教職員と共有し、どの子にも教室に居場所がある集団づくりの根本としてとらえ取り組んでいます。

○会長

ありがとうございました。

私の方からもいじめ防止対策指導員として学校現場で起こっている色々な状況や調査結果を見させて頂いて思うところをお話しさせて頂きたいと思います。

いじめの認知件数は、今年度4・5月の2ヵ月で小学校は74件、中学校は64件です。昨年度と比べると認知が増えています。その中でも繰り返し被害、繰り返し加害で報告を受けるケースが増えています。令和5年度は繰り返し被害を受けている児童数が小学校で23人、令和6年度は39人でした。繰り返し加害の児童数は令和5年度は47人、令和6年度は64人でした。中学校では繰り返し被害生徒数が令和5年度は9人、令和6年度は32人、繰り返し加害の生徒数は令和5年度31人、令和6年度71人でした。

このあと各機関の皆さまとの情報交換にうつりますが、被害者にはどんなケアができるのか、加害者にはどんなサポート体制がとれるのか、ということについても、各関係機関の方から学校と連携できることがあれば教えていただければ、今後に役立てることができると考えております。

それでは、次第の8「情報交換及び質疑応答」についてです。各機関等において、普段から取り組まれているいじめ防止の取り組みや対応などについて情報交換を行いたいと思います。先ほども申しました、学校との連携についても情報交換できたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは子ども家庭センターの平山委員の方からお願いいたします。

○子ども家庭センター

いじめが主訴で相談に来ることは少なく、基本的には家庭の問題の相談が多いです。家庭内でしんどいことがある子は学校で荒れたり、被害を受けることはあると思います。家庭の問題を扱うなかで学校での不応について状況を把握することもあります。センターでは必要な子には心理検査を実施し、必要であれば学校に結果を助言したり、対応について一緒に検討することもあります。

○警察

いじめの相談は少ないです。ほぼありません。喧嘩のような刑法犯に関することは多いです。小学校は触法というのがありますが、学校からの相談は少ないです。初犯の触法少年はサポートセンターにつないで、継続指導し、これ以上の非行を防止するようにしています。話を聞いている中で学校でうまくいっていない、家庭でうまくいっていない子どもがいる時もあります。学校でうまくいっていないということがあれば、学校と連携することもあります。中学校は積極的に連絡してくれています。こんなこと警察に言っているのかな、警察に言うとう捜査が入るのかな、と躊躇されることもあると思いますが、捕まえることだけが警察の仕事ではないです。万引きしたのをお母さんが見つけ、弁済は済んでいるが、この子をしかってください、と言いにきたことがありました。ささいなことでもできる範囲のことはさせてもらいますので、報告をしてもらえればと思います。

○PTA

PTA でいじめについて活動していることはありませんが、いじめのことを先生に相談することは嫌だと思っている子どもが多いようです。また、子どもたちは、まだしっかり相手の気持ちを読み取れず、あまり分からず相手を傷つけているのかもしれないです。悩んでいることを親に話してくれればどう乗り切れるか一緒に考え

ることができず、自分で行動できない子どももたくさんいると思います。先生に相談すると、聞き取り等があつて、「なんで先生に呼ばれたん？」と周りから聞かれたりして、いじめがひどくなる、と思っている子どももいるようですし、相談してくださいと言われても変な方向に行くかもしれない、と不安に思う子もいるようです。伝えたらどうなっていくのかが、保護者からも見えないので悩むところです。

○会長

色々な方策があると思いますが、実際にいじめを受けた子どもがどう感じているのか、周りがどう思うのか、保護者も不安に感じているようなので、保護者もずいぶん悩んでいるとわかって対応してもらいたいと思います。

○協働人権課

協働人権課に直接いじめの相談をされることは今のところはありません。人権悩みの相談室と女性相談の窓口があります。いじめを直接扱うことはありませんが、インターネット、SNS への不要な書き込みをしていて困っているという事例も社会ではあります。情報流通プラットフォーム対処法が施行されましたが、藤井寺市としても相談を受けた際の対応など整備しないといけないと感じています。

人と人の境界線や関わり、相手がどういうことをしたら嫌なのか、ということデート DV の出前講座で伝えて啓発活動していますが、他の啓発も必要なかとも思いました。

○会長

ネット上の書き込みで人権侵害情報を削除したいとき、本市での対応はどうなりますか。

○協働人権課

現時点では、法務局などをお願いすることが多いです。

○スクールカウンセラー

保護者や子どもからいじめの相談を受けることもありますが、小学校の時こんな相談を先生にしたが、うまくいかなかった等があり、信頼できず、学校へ不信感をもっている、というケースもよくあります。そうなるとうまく解決につなげることが難しいです。謝らされて終わり、のようなこともあるので、本人が納得できる解決方法をとらないといけないです。先生が解消だと思ってもだめで、子どもが解消と思えるように対応が必要です。

文科省がスクールカウンセラーに心理教育をするように言っています。いじめ、不登校、自死等、自分がしんどいことを、正しく、正しい人に伝える、SOS の出し方に関する教育を国や府が推進しています。

藤井寺市は校内教育支援センターの子どもたちにスクールカウンセラーが年に2~3回心理教育を実施しており、自分の気持ちに気づく、自分の気持ちを表現する、というような取組をしています。これが直接いじめがなくなるということに繋がるわけではないですが、自分の気持ちに気づいて、自分自身で表現していくことも大切だと考えています。

○スクールソーシャルワーカー

いじめの形態について、被害加害が混在した双方いじめが多いと感じています。コミュニケーション系のい

いじめが非常に多く、これまでの子どもたちの関係性の中で起こっていることが多いです。その中でも、SNS系、例えば、LINEのアイコンに自分だけうつっていないグループの写真を設定されていたり、グループLINEから外されたりするような話を聞くことも多いです。

いじめの対応の際に、保護者が学校に行く前にすでに警察に相談した、ということもあり、保護者と学校との関係構築に課題を感じることもあります。

SNSについては発見が遅れることが多いです。保護者も把握しづらいので、学校が分かった時点でタイムラグがあり、証拠がないこともあります。学校の初動がどうしても遅れてしまうことが多いです。

被害の保護者には処罰感情があることが多く、加害に対してペナルティを与えられないのか、という要求が増えています。学校はあくまで教育機関なので、罰を与えるところではない、ということを保護者に説明しつつ、いじめの対応にあたっています。

スクールソーシャルワーカーとしていろんな関係機関にお世話になっています。今抱えている案件も、もともとは警察から、サポートセンター、子家セン、またサポートセンターに戻り、のように1つのケースが1カ所にとどまっていることは少ないです。それに伴い、学校もそれぞれの関係機関とケース会議を実施する等、協力・連携しています。

スクールソーシャルワーカーとして未然防止の観点を促進していくいじめの研修を実施していますが、事後対応になることが多く、自分の反省です。通常平時からの未然防止を現場の先生ともっと進めていかなければならないと感じました。

○警察

処罰感情を抱く保護者の方は結構います。謝られても納得いかず、被害届を提出するので、加害の子を逮捕して少年院へ入れてください、のように言われることもあります。子どもは保護処分です、と言うと、逮捕できないなら結構です、となることが多いです。地域のつながりが希薄なところは警察に相談する件数が多いです。

逮捕が無理なら転校させて、と言われることもありますが、できることとできないことがあり、保護者に粘り強く説明することが大切だと思います。

○副会長

そういったことは、学校も言われたりしますが、子どもたちとしっかり向き合い指導していく、ということを保護者の方に伝えるようにしています。

○会長

ありがとうございました。ご質問等よろしいでしょうか。

各機関等から貴重なご意見を頂きました。ありがとうございます。

本日いただきました情報等は今後のいじめ防止や取組の参考にして頂きたいと思います。また事務局に置かれましては本市の子ども達の命を守る観点からも頂いた情報などを活用して頂くようお願いいたします。

続きまして次第の9「事務連絡」についてです。事務局よろしくお願いたします。

○事務局

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。本日の内容につきましては、今後開催予定の専門委員会の中でも情報提供させていただきます。また、令和2年度までは本協議会を年複数回行っておりましたが、令和3年度より年1回の開催としております。今後事務局から個別に相談させていただくこともあるかと思いますが、その際はよろしくお願いいたします。

○会長

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして「令和7年度第1回藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」を閉会といたします。

ありがとうございました。